広島市指令　　第　　号

令和　　年　　月　　日

　○○○○○○

　○○　○○　様

広 島 市 長 　○○　○○

（○○○○○○○○○○○○）

**広島市社会福祉施設等従事者支援事業補助金交付決定通知書**

令和○○年○○月○○日付けで申請のあった補助金の補助については、広島市社会福祉施設等従事者支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

１　交付決定額　　金　○○○○○○○円

２　交付の条件

⑴　この補助金による事業について、領収書等の書類を取りそろえ、また帳票を備えてその予算の出納の一切の事項を明確に記入しておくこと。

これらの書類及び帳票は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後、５年間保存しておくこと。

⑵　広島市補助金等交付規則（昭和３６年広島市規則第５８号）第１８条第１項第１号に該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

⑶　その他、広島市補助金等交付規則を遵守すること。